

2020年 1月 22日

No. 510



山田 良平
3分間
税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



相続税調査、約1万件から申告漏れ3538億円把握

国税庁が公表した相続税の調査状況によりますと、今年6月までの1年間（平成30事務年度）において、平成28年中に発生した相続を中心に、申告額が過少、申告義務がありながら無申告と思われるものなど1万2463件（前事務年度比▲0.9%）を実地調査し、うち85.7%に当たる1万684件（同1.5%増）から3538億円（同0.4%増）の申告漏れ課税価格を把握し、加算税98億円を含む708億円（同▲9.6%）を追徴課税しました。

実地調査1件当たりの追徴課税は、申告漏れ課税価格2838万円（前事務年度比1.3%増）、追徴税額568万円（同▲8.8%）でした。また、申告漏れ額が多額なことや、故意の相続財産の隠ぺいなどにより重加算税を賦課した件数は1762件（同17.2%増）で、その重加算税賦課対象額は589億円（同2.4%増）でした。重加算税賦課割合（重加算税賦課件数1762件／申告漏れ等の非違件数1万684件）は16.5%（同2.2ポイント増）でした。

申告漏れ相続財産の内訳をみると、「現金・預貯金等」が1268億円（前事務年度1183億円）で全体の36.5%を占めて最も多く、続いて「土地」が422億円（同410億円、構成比12.2%）、「有価証券」が388億円（同527億円、同11.2%）、「家屋」が69億円（同62億円、同2.0%）のほか、「その他（不動産、有価証券、現金・預貯金等以外）」が1327億円（同1289億円、同38.1%）となっています。

一方、申告・納税義務があるのに申告しない者も後を絶ちませんが、無申告事案については、前事務年度より13.5%多い1380件を実地調査で認識、うち89.3%に当たる1232件（前事務年度比20.2%増）から1148億円（同16.3%増）の申告漏れ課税価格を把握し、101億円（同15.0%増）を追徴課税しました。1件当たりの申告漏れ課税価格は8320万円と、相続税調査全体の1件当たり申告漏れ2838万円の約2.9倍にのびります。

また、海外資産関連事案についても、資料情報や相続人・被相続人の居住形態等から海外資産の相続が想定される事案などを積極的に調査しています。平成30事務年度は、1202件（前事務年度比6.5%増）の実地調査を行い、うち144件（同7.5%増）から海外資産に係る申告漏れ課税価格59億円（同▲15.8%）を把握し、うち1億円が重加算税賦課対象となっています。非違1件当たりの申告漏れ課税価格は4064万円と高額です。

*平成30事務年度における相続税の調査等の状況について（国税庁 令和元年12月）はこちらからご覧いただけます。

http://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sozoku_chosa/pdf/sozoku_chosa.pdf